

第三期市町村子ども・子育て支援事業計画の策定について

幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業については、「子ども・子育て支援法」に基づき、国が示す基本方針に沿って、5年を1期とした「市町村子ども・子育て支援事業計画」（以下「事業計画」という。）を定めることとされています。

令和7年度を始期とする第三期事業計画については、第二期事業計画（令和2年度～令和6年度）に引き続き、「京都市はぐくみプラン（京都市子ども・若者総合計画）」（以下「新プラン」という。）と一体的に策定します。

1 第三期事業計画（令和7年度～令和11年度）

(1) 策定の方針

今後の人口の推移、新プラン策定に当たり実施したニーズ調査の結果や、現在の利用状況を踏まえ策定します。

(2) 策定する事項

- ・ 量の見込み
各年度（令和7年度～令和11年度）の事業提供量の見込み
- ・ 提供体制の確保方策とその実施時期
各年度（令和7年度～令和11年度）の事業の提供体制の確保及びその内容

2 教育・保育提供区域の設定について

対象となる事業によって提供体制を確保すべき区域の単位が異なるものと考えられることから、本市では次のとおり4層の区域設定を行い、事業ごとに量の見込み等を策定します。

教育・保育提供区域	設定の考え方	対象となる給付・事業
第一次区域 (1区域)	広域で提供体制を確保する必要があるもの	・ 病児保育事業 ・ 子育て短期支援事業 ・ 妊婦に対する健診事業
第二次区域 (14区域)	区役所・支所保健福祉センター子どもはぐくみ室単位で事業を実施しているもの	・ 利用者支援事業 ・ 子育て世帯訪問支援事業 ・ <u>子育て援助活動支援事業</u> ・ 乳児家庭全戸訪問事業
第三次区域 (35区域)	幼稚園、保育園、認定こども園等の通園区域を考慮して設定するもの	・ 施設型給付 (幼稚園、保育園(所)、認定こども園) ・ 地域型保育給付 (小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業) ・ 延長保育事業 ・ 一時預かり事業(一般型、幼稚園型)
第四次区域 (70区域)	身近な地域で提供体制を確保する必要があるもの	・ 放課後児童健全育成事業 ・ <u>地域子育て支援拠点事業</u>

3 児童館事業、京都市子育て支援活動いきいきセンター（乳幼児親子のつどいの広場）事業 等【地域子育て支援拠点事業】

[趣旨・目的]

地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点を設置し、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することを目的とします。

子育て親子の交流の場の提供及び交流の促進、子育て等に関する相談、援助、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習等の実施、子育て関連事業の利用を支援する取組、地域における親・子の育ちを支援する取組を実施します。

[教育・保育提供区域]

第四次区域

① 量の見込み及び提供体制の確保の内容

指標 (単位)	確保実績	各年度の量の見込み(上段)と確保方策(下段)				
	令和5	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
延べ利用回数 (人回)	231,594	262,220	251,616	246,274	238,661	231,696
		262,220	251,616	246,274	238,661	231,696

<考え方(計算方法)>

- ・ コロナ前(平成30年度)における「0～2歳児1人あたりの利用回数」に対し、各年度の0～2歳児児童数の見込みを掛けて算出。

② 現状と課題

- ・ 2023(令和5)年度に実施した「子育て支援に関する市民ニーズ調査」によると、地域の子育て支援事業としては、児童館が最も多く利用されています。
- ・ 新型コロナウイルスの影響により、1人当たりの利用回数は、平成30年度比で、令和2年度は5割程度、令和3年度は6割程度減少しましたが、令和4年度及び令和5年度は回復傾向がみられます。

③ 対応方針

児童数の減少に伴い、利用回数の減少が見込まれることから、新規開設は行わず、各施設における質の向上に努めていきます。

4 京(みやこ)いきいき子育てサポート事業(京都市ファミリーサポート事業) 【子育て援助活動支援事業】

[趣旨・目的]

育児の援助を受けたい方（依頼会員：おねがいさん）と育児の援助を行いたい方（提供会員：おまかせさん）からなる会員組織として、「ファミリーサポートセンター」を設置し、地域における会員同士の育児に関する相互援助活動を支援します。

[教育・保育提供区域]

第二次区域

① 量の見込み及び提供体制の確保の内容

(単位:人回)

指標 (単位)	確保実績	各年度の量の見込み(上段)と確保方策(下段)				
	令和5	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
延べ利用 回数	8,229	8,945	8,945	8,945	8,945	8,945
		8,945	8,945	8,945	8,945	8,945

<考え方(計算方法)>

- ・ 依頼会員を活動回数に基づき区分（例：1～5回、6～10回…）したうえ、区分ごとに「依頼会員の数」に「活動回数の最大値」を乗じて得た数を合計して算出

② 現状と課題

- ・ 本事業は、(公社)京都市児童館学童連盟に事業を委託し、同連盟内に本部としての機能を有するファミリーサポートセンターを設置し、実施しています。
- ・ また、同センターの支部を各区・支所ごとに児童館14箇所を設置し、会員募集、登録を始め、会員になるための講習会、レベルアップ講習会、会員からの相談対応や会員間の交流事業の開催等、地域に密着した事業として安心して利用できるよう取組を実施するとともに、利用会員数の拡大を図っています。
- ・ 共働き世帯の増加や家族規模の縮小等が進行する中で、例えば子育て支援施設が開所していない曜日や時間帯など、子育て世帯の潜在的需要は今後も見込まれるとともに、利用希望が集中した際にもマッチングを行っていくためには、引き続き提供会員を十分に確保していく必要があります。

③ 対応方針

- ・ 市民しんぶんでの講習会の開催通知や区役所・支所子どもはぐくみ室及び図書館へのチラシ配架等、引き続き広報活動を行い、提供体制の確保に努めます。
- ・ あわせて、会員同士の交流会の実施等、依頼会員に安心して利用していただける取組を充実させていきます。